

平成 14 年度環境報告の促進方策に関する検討会報告書



~ 環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みについて ~

(概要)

はじめに

検討会設置の趣旨と内容

平成 13 年度の検討会では、環境報告の普及とその比較可能性及び信頼性の確保に向けての課題について、環境報告書作成の容易性を高める、環境報告書作成へのインセンティブを高める、環境報告書作成と環境保全への取組に対する社会からの適正な評価を確保するなどの課題があるとし、今後、検討すべき普及促進施策の方向性を検討し、報告書を取りまとめた。

平成 14 年度の検討会においては、平成 13 年度検討会報告書に基づき、施策の絞り込みを行い、第三者レビューを中心に、環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みを検討した。

また、検討にあたっては、「環境報告書の第三者レビューに関するワーキンググループ」を本検討会の下に設置し、実務的な検討を実施した。

検討会委員及びワーキンググループ委員

検討会委員(敬称略、五十音順、 印:座長、所属等は3月末現在)

稲岡 稔 株式会社イトーヨーカ堂 常務取締役 総務本部長

大竹 公一 大成建設株式会社 安全 環境本部 環境マネジメント部長

大塚 直 早稲田大学 法学部教授

河野 正男 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科 教授

上妻 義直 上智大学 経済学部長

児嶋 降 岡山大学 経済学部 教授

菅野 伸和 松下電器産業株式会社 環境本部 環境企画グループマネージャー

瀬尾 隆史 株式会社損害保険ジャパン 環境・社会貢献部長

辰巳 菊子 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事

谷 達雄 株式会社リコー 社会環境本部長

平井 浩 東京ガス株式会社 環境部長

藤村コノヱ NPO 法人環境文明 21 専務理事

山本 良一 東京大学 国際・産学共同研究センター長

渡邉 泰宏 日本公認会計士協会 環境監査専門部会長、

中央青山監査法人 社員

ワーキンググループ委員(敬称略、五十音順、 印:座長、所属等は3月末現在)

木田 祐子 松下電器産業株式会社 環境企画グループ

環境コミュニケーションチーム主査

倉阪 智子 倉阪公認会計士事務所 代表

上妻 義直 上智大学 経済学部長

児嶋 隆 岡山大学 経済学部 教授

角田季美枝 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

環境委員会 委員

夏目有愉子 トヨタ自動車株式会社 環境部企画グループ担当員

丸山 陽司 株式会社 K P M G 審査登録機構 代表取締役社長

渡邉 泰宏 日本公認会計士協会 環境監査専門部会長、

中央青山監査法人 社員

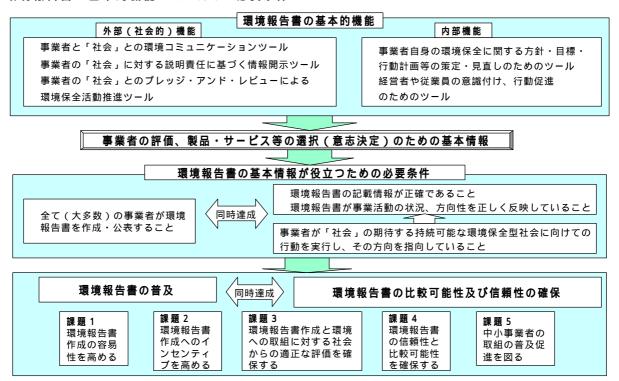
第1章 環境報告書の基本的機能と普及促進のあり方

環境報告書の基本的機能とそのための必要条件

環境報告書には、外部(社会的)機能と、事業者自身の環境保全への取組を促進させる内部機能の二つの基本的機能があり、事業者の自主的な環境保全活動を推進する上できわめて重要な役割を果たすものである。

こうした環境報告書の基本的機能が十分に発揮されるためには、環境報告書のさらなる普及と比較可能性及び信頼性の確保の同時達成が必要である。

環境報告書の基本的機能とそのための必要条件



環境報告書に記載された情報の比較可能性及び信頼性の向上

環境報告書の比較可能性及び信頼性の向上を図るため、事業者や NPO 等においても様々な自主的な取組が行われ、一定の効果をあげている。環境報告書の比較可能性及び信頼性を向上していくため、以下に示すような取組が実施されている。

ア 第三者レビュー

イ 内部管理の徹底

- ウ 内部監査基準や環境報告書作成の基準等の公開
- エ 双方向コミュニケーション手法の組込
- オ NGO、NPOとの連携による環境報告書の作成
- カ 社会的に合意された環境報告書作成の基準への準拠

第2章 第三者レビューの類型とその実務の状況

第三者レビューの類型

環境報告書の第三者レビューを以下の二種類に整理し、検討を進めた。

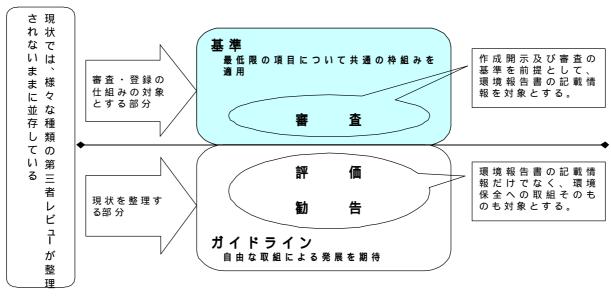
- ・環境報告書の記載情報の正確性及び環境報告書の作成の基準への準拠性を第三者が レビューする「審査」タイプ
- ・現状のように環境報告書の作成の基準が未整備であっても環境保全上の必要性等に 照らして、独自の判断で環境報告書及び事業者の環境保全への取組状況を第三者が レビューする「評価・勧告」タイプ

比較可能性及び信頼性確保の方策としての第三者レビューのあり方

第三者レビューの内容や結論に対する利害関係者の誤解を防ぎ、第三者レビューその ものの信頼性を確保していくためには、一定の共通基盤の中で、その仕組みを構築して いくことが必要である。

本報告書では第三者レビューの実施形態を、「審査」タイプと「評価・勧告」タイプに整理しているが、共通基盤としての比較可能性と信頼性を向上させていくためには、環境報告書の記載情報の正確性や作成の基準への準拠性を第三者レビューする「審査」タイプについて、事業者の自主的な参加を前提とした仕組みを整備していくことが望ましいと考えられる。

環境報告書の第三者レビューの全体イメージ



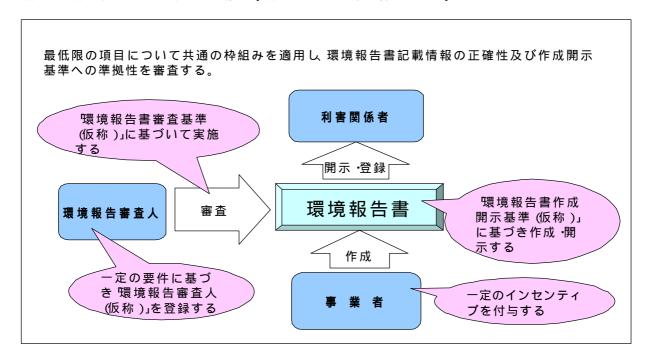
第3章 「審査」タイプの第三者レビューに係る仕組みの基本的枠組み

「審査」タイプの第三者レビューにかかる仕組みの基本的枠組み

「審査」タイプの第三者レビューについては、事業者の自主的な参加を前提として、 環境報告書に記載すべき最低限の項目について共通の枠組みを整備し、環境報告書記載 情報の正確性及び作成開示基準への準拠性について、実行可能性にも考慮しつつ可能な 限り厳密な審査を実施する仕組みを構築することが適当である。

この仕組みにおいては、事業者は「環境報告書作成開示基準」(仮称。以下同じ。)に基づき、自主的に環境報告書を作成し、これを民間非営利団体に登録された「環境報告審査人」(仮称。以下同じ。)が、「環境報告書審査基準」(仮称。以下同じ。)に基づいて審査を実施した上で、共通基盤に沿った環境報告書として民間非営利団体に登録することとなる。

審査・登録の仕組みの対象とする部分(審査」タイプの第三者レビュー)



第4章 「評価・勧告」タイプの第三者レビューのあり方

「評価・勧告」タイプの第三者レビューのあり方

「評価・勧告」タイプの第三者レビューについては、経営者に対して行われる意味合いが強く、様々な手法により自由な発展がなされているものである。

このため、その実施手続及び第三者レビュー実施者の知識・能力等に関する基準を作成する必要性は現時点では少ないと考えられるものの、評価・勧告の結論を公表した場合に利害関係者の誤解を招かないような配慮が求められる。

第5章 今後に向けて

今後の課題

(1)仕組み全体にかかる課題

管理運営組織など実務運営のあり方、仕組みの透明性の確保、国際的動向との整合性の確保、審査・登録制度参加へのインセンティブの確保など

(2)環境報告審査人に係る課題

環境報告報告審査人の知識・能力の維持、経験の蓄積、倫理基準の策定など

(3)環境報告書審査のあり方に係る課題

大規模事業者等に対応した審査のあり方、環境報告書審査の質の確保、虚偽記載に 係る事業者及び環境報告審査人の責任のあり方など

(4)基準に係る課題

環境報告書のバウンダリーの取扱い、基準の統一的解釈の確保など

今後の進め方

本報告書で提案した基本的枠組みは、平成 15 年度以降、優先順位をつけて検討の上、課題の解決に向けた取組に着手することが必要である。まず、共通基盤の整備に必要不可欠な環境報告書作成開示基準と環境報告書審査基準を策定し、さらに、可能であればパイロット事業を実施してその実行可能性を検証することが望まれる。

平成 13 年度報告書で整理された第三者レビュー以外の普及促進策についても必要な取組を進めるとともに、本報告書で取りまとめた比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組み - 環境報告書の「審査」タイプ第三者レビューの仕組み - の構築を可能な限り早期に、当面は平成 16 年度を目途に進めていくことを期待するところである。

さらに、「評価・勧告」タイプについても、利害関係者が公表された評価・勧告の結論 を誤解しないように、第三者レビュー結果の報告等のあり方に関するガイドラインの策 定について検討を開始することが期待される。

ご意見募集

環境省では、本検討結果に基づき、環境報告書の第三者レビューの仕組みの構築に向けた取組を進めていくこととしていますが、仕組みの構築にあたって、本報告書で提示している環境報告書の第三者レビューの仕組みについて、様々な方々からのご意見も参考にしたいと考えております。

つきましては、環境報告書の第三者レビューの仕組みについて幅広いご意見を募集いたします。

ご意見は、氏名(及び会社名/部署名) 住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを記載の上、下記の連絡先まで、電子メール又はFAXにてご送付ください。

いただいたご意見については、氏名(及び会社名/部署名)、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性のあることをご承知おきください。

送付先:環境省総合環境政策局環境経済課

以上